

# 「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集（パブリックコメント）について

「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和3年10月4日（月）から令和3年11月2日（火）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

## 1. 意見募集の対象

- ・【概要】瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案
- ・【概要】瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案

## 2. 意見募集要領

### （1）募集期間

令和3年10月4日（月）から令和3年11月2日（火）まで  
（※郵送の場合は締切日必着）

### （2）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

- ①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合  
電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」から提出してください。
- ②郵送する場合  
次の様式により提出してください。

（意見提出様式）

[件名] 「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください。）
- ・意見内容
- ・理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

#### <注意事項>

- ・御意見は、日本語で御提出ください。
- ・郵送の場合は、封筒の表面に「『瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案』及び『瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案』に関する意見」と赤字で記載してください。
- ・皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・締切日までに到着しなかった場合や御記入漏れ、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとすることがあります。
- ・電話での御意見は承ることができませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せることがあります。
- ・頂いた個人情報につきましては、本件業務のみに利用します。

#### <宛先>

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室 宛て

### (3) 資料の入手方法

#### ①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 (e-Gov) <https://www.e-gov.go.jp/>

#### ②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、120円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒を同封の上、「『瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案』及び『瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案』に関する意見募集関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記(2)②の郵送する場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

### 3. 問合せ先

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL : 03-5521-8319